

佐野市告示第172号

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を受けたものを廃止したので告示します。

なお、その関係図書は、佐野市役所建築指導課内に備え、縦覧に供します。

令和7年6月16日

佐野市長 金子 裕

整理番号	道路の位置	道路の幅員及び延長	廃止年月日
1	佐野市浅沼町字村南19 1番1、15の各一部	幅員： 4. 00m 延長：36. 40m	令和7年6月16日